

申告相談

所得税・町県民税
を2月8日(木)から行います

町役場で申告相談を実施

令和5年分所得税と令和6年度町県民税の申告相談を、町役場4階「大会議室」を会場に、2月8日(木)から3月15日(金)の日程で実施します。

令和5年1月から12月までの1年間収入のない場合でも、町県民税の申告が必要ですので、収入がないことを申告してください。

申告されなかった場合、各種証明書交付や各種行政サービスが受けられなくなる場合があります。

町税務課 (☎852・5144)



申告相談のご案内

- ▶ **期 間** 2月8日(木)～3月15日(金)
- ▶ **会 場** 町役場4階 大会議室
- ▶ **受付時間** 午前8時30分～午後3時
- ▶ **相談時間** 午前9時～正午、午後1時～午後3時30分

申告相談に関するお願い

- ◆ **1人への対応時間の短縮にご協力ください**
 - 所得状況の説明のできる方が申告してください。
 - 次に該当する場合は、事前に書類を作成してからご来場ください。書類未作成の場合は、作成したうえで、後日の来場をお願いすることがあります。

- **営業や農業等の所得のある方**
……収入と経費をまとめた「収支内訳書」
- **医療費控除を受ける方**
……人ごと、医療機関ごと、薬局ごとなどに分けて各合計額を記入した「医療費控除の明細書」
※「医療費控除の明細書」は、国税庁HP・町HP・役場税務課窓口へ備え付けてあります。
- **所得税雑損控除について**
災害による被害状況により所得税や住民税の負担が軽減される場合があります。
相談される方は、事前に電話でご連絡をお願いします。
なお、確定申告期間中は、通常の申告相談が優先されますのでご注意ください。

申告が必要な方

令和6年1月1日現在で本町に住所があり、次に該当する方。

- 1 不動産(小作料を含む)、営業、農業、一時、雑所得(年金等)、譲渡所得等給与以外の所得があった方で所得税に係る確定申告書を提出していない方
- 2 給与所得者で2か所以上の事業所からの給与がある方や中途就・退職の方で、所得税の年末調整がされていない方
- 3 給与所得者であるが、事業所からの給与支払報告書が町に未提出の方
- 4 給与所得者で年末調整済みの方であっても、各種控除(医療費控除、

住宅借入金特別控除等)を受ける方
5 令和5年中に生命保険が満期となり満期返戻金収入があった方や、死亡保険金等の収入があった方

申告に必要なもの

- 本人確認書類等
- マイナンバーカード
- 通知カードと運転免許証等の顔写真付きの身分証明書
- マイナンバーが記載された住民票の写しと運転免許証等の顔写真付きの身分証明書
- 印鑑
- 還付金の振込先口座情報が分かるもの

所得計算に必要なもの

- 給与収入がある方
- 勤務先から交付された源泉徴収票または、事業主の給与支払証明書
- 年金収入がある方
- 公的年金、年金基金や企業年金等の源泉徴収票
- 自営業の方
- 営業所得計算書と仕入・売上等を記録した帳簿、必要経費の領収書
- 農業所得がある方
- 農協などから交付される「令和5年分農業所得に係る取引明細書」や収入と必要経費などが分かる帳簿類、領収書などとそれらを基に記帳した「収支計算記帳簿」

秋田北税務署から確定申告のお知らせ

《確定申告について》

- 1 各種感染症の感染リスクを軽減して安全・安心に申告・納税していただくための3つの提案
 - 1 スマホ、タブレット及びパソコンで自宅からの申告・申請をご利用ください。
 - 2 質問は確定申告電話相談センターまたは国税庁HPチャットボットをご利用ください。
 - 3 納付はキャッシュレス納付をご利用ください。
 - 2 申告書作成会場は県労働会館「フォーラムアキタ」です
 - ▶ **開設期間** 令和6年2月16日(金)～3月15日(金)の平日並びに2月25日(日)
※2月25日(日)以外の土日祝日は開設しません。
 - ▶ **開設時間** 午前9時～午後4時
 - ▶ **所在地** 秋田市中通6丁目7-36
※秋田北税務署内には申告書作成会場を設置していません。
- 会場に専用駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用願います。

● 申告書作成会場では、ご自身のスマホやタブレットを使用して申告書を作成していただけます。スマホ、タブレット及びマイナンバーカード(発行時に設定した暗証番号を含む。)をお持ちの方は、ご持参ください。

3 申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です

「入場整理券」は会場での当日配付とLINEによる事前発行(事前発行可能期間が設けられています。)があります。

※配付方法の詳細は、別途国税庁HP等によりお知らせします。
※「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

【確定申告についてのお問い合わせ先】

秋田北税務署 ☎018・845・1161

※音声案内に従い、0を選択してください。(国税相談専用ダイヤル ☎0570・00・5901(全国一律料金))もご利用いただけます

※税務署への個別のお問い合わせは、音声案内に従い、2を選択してください。

申告相談日程

受付時間 午前8時30分～午後3時まで ※3月15日最終日は午前11時までとします。
※予備日は大変混雑が予想されますので、早めの申告相談をお願いします。

地区	月 日	対 象 町 内	地区	月 日	対 象 町 内
五城目	2月 8日(木)	広ヶ野、希望ヶ丘、今町、御蔵町、小池町、川原町、新町、一番町	五城目	2月28日(木)	高崎、上高崎、館越
	2月 9日(金)	田町、古川町、長町		2月29日(木)	岩野、樋口、上田町、新里町
	2月13日(火)	紀久栄町、新畑町、矢場崎、ななくら		3月 1日(金)	岩城町、東磯ノ目、西磯ノ目
富津内	2月14日(水)	下山内、上山内	全 町	3月 3日(日)	全町申告相談日
	2月15日(木)	富田、黒土(1・2区)、小倉、八田	森 山	3月 4日(月)	岡本1区、岡本2区
	2月16日(金)	台・御蔵下、脇乙、落合、高千、北々口	内 川	3月 5日(火)	野田、浦横町
馬場目	2月19日(月)	帝釈寺、町村、門前、蓬内台	大 川	3月 7日(木)	湯ノ又(1～4区)、小川口
	2月20日(火)	小野台、平ノ下、寺庭、中村		3月 8日(金)	浅見内(1～6区)
	2月21日(水)	水沢、恋地、坊井地、杉沢、合地		3月11日(月)	大川1～3組
五城目	2月22日(木)	米沢町、畑町、仲町	大 川	3月12日(火)	大川4～7組
	2月26日(月)	築地町、昭辰町、雀館		3月13日(水)	石崎、谷地中、曙町
	2月27日(火)	館町、中川原、下高崎、久保		3月14日(木)	下樋口、西野
				3月15日(金)	予備日とします

申告が必要な方

令和6年1月1日現在で本町に住所があり、次に該当する方。

- 1 不動産(小作料を含む)、営業、農業、一時、雑所得(年金等)、譲渡所得等給与以外の所得があった方で所得税に係る確定申告書を提出していない方
- 2 給与所得者で2か所以上の事業所からの給与がある方や中途就・退職の方で、所得税の年末調整がされていない方
- 3 給与所得者であるが、事業所からの給与支払報告書が町に未提出の方
- 4 給与所得者で年末調整済みの方であっても、各種控除(医療費控除、

住宅借入金特別控除等)を受ける方
5 令和5年中に生命保険が満期となり満期返戻金収入があった方や、死亡保険金等の収入があった方

申告に必要なもの

- 本人確認書類等
- マイナンバーカード
- 通知カードと運転免許証等の顔写真付きの身分証明書
- マイナンバーが記載された住民票の写しと運転免許証等の顔写真付きの身分証明書
- 印鑑
- 還付金の振込先口座情報が分かるもの

所得計算に必要なもの

- 給与収入がある方
- 勤務先から交付された源泉徴収票または、事業主の給与支払証明書
- 年金収入がある方
- 公的年金、年金基金や企業年金等の源泉徴収票
- 自営業の方
- 営業所得計算書と仕入・売上等を記録した帳簿、必要経費の領収書
- 農業所得がある方
- 農協などから交付される「令和5年分農業所得に係る取引明細書」や収入と必要経費などが分かる帳簿類、領収書などとそれらを基に記帳した「収支計算記帳簿」

各種控除に必要なもの

- 社会保険料、生命保険料、地震保険料等控除支払証明書
- 寄附金受領証明書、または領収書、受領書等
- 配偶者・扶養控除対象者に収入があった場合は、その人の令和5年中の収入金額が分かる書類(源泉徴収票等)
- 障害者控除を受ける場合
- 障害者手帳または障害者控除対象者認定書
- 住宅借入金特別控除を受ける場合
- 住宅に係る登記事項証明書、契約書、借入金残高証明書、すまい給付金等の補助金関係書類、源泉徴収票

医療費控除を受ける場合

- 令和5年中に医療機関に支払った金額、高額医療給付金や医療保険から受給があった場合はその金額を記入した「医療費控除の明細書」
※領収書原本による申告はできません。

町の会場で申告する必要がない方

- 1 1か所の事業所からの給与のみで、所得税の年末調整をされ、勤務先からの給与支払報告書が町に提出されている方
- 2 ^{イーアクセス}フォーラムアキタ、e-TAX、その他の方法で確定申告をされる方

ご確認ください 申告相談の注意事項など

- ▶ 税務署から、申告書に代えて「確定申告のお知らせ」のハガキまたは封書が送付されます。確定申告書の作成に必要な情報が記載されていますので、必ずご持参ください。
- ▶ 土地や建物の売却、株式等の譲渡、消費税など、内容によっては税務署での申告をお願いすることがあります。
- ▶ 国民健康保険税の納付確認書が必要な方は、町税務課窓口で発行します。